

## ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2023 年 9 月 VOD 研修

研修の概要	<p>2023 年 9 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、解答用紙（別紙）をメールにて送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で民法 3 時間の単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2023 年 9 月 1 日（金）～9 月 30 日（土）                  ※効果測定の提出は 9 月 30 日（土）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。                  効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト                  &lt;行政書士のための基礎法律研修&gt;行政書士のための民法～内容証明・契約書・要件事実論～</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (<a href="https://gyosei.informationstar.jp/">https://gyosei.informationstar.jp/</a>) にログインし、左部のメニューのより「口座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「基礎研修」→「行政書士のための基礎法律研修」→「&lt;行政書士のための基礎法律研修&gt;行政書士のための民法～内容証明・契約書・要件事実論～」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>民法：3 時間                  ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、3 枚目の解答用紙に必要事項と解答を記入のうえ、下記メールアドレスまで送付ください。  <a href="mailto:koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org">koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org</a>                  ※送信先のメールアドレスを変更しましたのでご注意ください。</p>

# 効果測定問題

2023年9月実施 日行連VOD

以下の各問題について、その内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、効果測定解答用紙に記入し、提出してください。

なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 内容証明は、相手方への心理的圧力などの副次的効果を期待することができる一方、宣戦布告になり相手が強硬手段を取る等のリスクもあるため、利用するかどうかは慎重に検討し、表現についても留意する必要がある。
2. 内容証明で金銭請求を行う場合、「本通知書到達後●●日間以内に」と表現すると、到達が遅れたときに期限が延びてしまう恐れがあるので、「●月●日までに」のように、期日を定めて記載をする方が好ましい。
3. 内容証明の不受理の可能性を想定し、同一文書を特定記録郵便等の内容証明以外の形式で別途同時に送ることも検討できる。その際には、相手方の心理的負担も考慮し、同一内容の文書を送付した旨を文書内に記載する等の慎重な対応も検討する必要がある。
4. 契約書は誰が作成しても契約内容にさほど影響しないので、相手方に作成してもらったものをチェック・修正する方が容易で好ましい。
5. 契約書の条文の矛盾や重複を避けるため、各条文に見出し（括弧書き）を付けることは有効な手段である。
6. 訴訟上の和解には、既判力が生じ、意思表示の瑕疵を除いては、後の裁判で蒸し返せなくなる。
7. 民事裁判において、当事者が事実の主張・立証をしなければならぬ法律要件に該当する具体的事実のことを要件事実という。
8. 心裡留保にあたる意思表示は原則として有効で、相手方が保護される。
9. 法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。
10. 時効期間の計算において、原則、初日を算入することができる。